

法務講座 (36)

## LLCについて

寺本法律会計事務所  
弁護士 飯塚 美葉

今回は、合同会社についての解説です。

合同会社は、昨年6月に成立し、本年5月より施行されている「会社法」で、新しく創設された会社形態です。

合同会社は、「日本版LLC」と呼ばれることがあります。LLCとは、Limited Liability Companyの略称で、構成員の責任が有限責任であることに大きな特徴があります。

他の会社形態と比較した合同会社の特征には次のような点があります。

株式会社や、旧法における有限会社と比較すると、組織の設計や利益の配分について、定款でかなり自由に定めることができます。

また、無限責任社員のみで合名会社、無限責任社員と有限責任社員がいる合資会社と異なり、構成員(社員)は、すべて、有限責任しか負いません。

合同会社の組織設計については、取締役、取締役会、監査役などの機関を置く必要はありません。株式会社の株主、有限会社の社員に相当する「社員」、しかも、有限責任社員がいるのみです。

社員は、原則として、全員が会社に対して出資を行い、かつ会社の業務執行を行うものとされています。

ただし、業務執行を行う者とそうでない者を分けることもできます。その場合、業務執行を行う社員は、「業務執行社員」として、定款や登記簿に記載され、業務執行社員のみが業務執行を行うこととなります。

また、会社を代表する社員を置くこともできます。この「代表社員」を置いた場合は、代表社員のみが会社を代表します。それ以外の場合は、業務執行を行う社員全員が、各自会社を代表するのが原則です。

法人も、合同会社の社員になることができます。したがって、既にある会社が出資して、子会社として合同会社を作ることができます。その場合は、法人の中で、合同会社の職務を執行する「職務執行者」を決める必要があります。

会社は、複数の人が集まって事業を行う形態(営利団体)であることから、社員が一人の場合に会社としての存続を認めるかどうかについて以前は議論がありましたが、会社法では社員が1名の会社も認められています。

合同会社の大きな特徴として、利益配分についても定款で相当自由に決められるという点があります。

例えば、株式会社では、Aさんが200万円、Bさんが50万円、Cさん50万円を出資した場合、株式の持ち分割合は4:1:1となりますので、利益配当も4:1:1の割合で行なわなければなりません。

しかし、合同会社では、定款で出資割合と異なる利益配当を定めることができますので、先の例でも、Bさんが特許などの特殊技術や、重要な営業人脈を持っているため、ぜひ参加してもらいたいというような場合、利益配当については、A:B:Cの割合を1:4:1にする、というような規定もできるのです。

Bさんを特別待遇にして、事業への参加を促す場合に、従業員に準じた固定給や歩合給のようなものを支払って労に報いることもできます。しかし、その場合、会社が儲かっていようといまいと、決まったものを支払わなければなりません。利益配当であれば、会社が儲かったときだけ多く分配することが可能になります。

なお、当然ながら、合同会社でも、利益の配当は利益の範囲内で行なわなければならない、資本を食いつぶすような配当を行なうと、利益配当に関する業務執行を行なった社員が責任を負うことになります。

社員の持分は、譲渡することができますが、その場合、原則として他の社員全員の同意が必要です。また、社員は、破産、死亡、他の社員の同意、定款で予め定めた事由により、退社して、会社の事業から脱退することも可能です。その場合、持分の払い戻しを受けることができますが、会社の基礎となる財産が減少することとなるため、定款変更によって資本金の額を減少する手続が必要となり、その際には債権者にも通知をして、異議を述べる機会を与えなければなりません。

合同会社は、一般的に、比較的小規模で、儲かるかどうかは確実でない新規事業などに向いているといえます。一方、社員が全員、有限責任しか追わないため、会社制度としては対外的な信用の点で弱い面があります。裏返して言うと、合同会社と取引をする場合には、会社の財産状況に注意したり、社員の個人保証を取ったりすることが必要になってきます。

## 法人協会ニュース

### 平成18年事業所 企業統計調査が実施されます

事業所「企業統計調査」は、事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするとともに、各種標本調査実施のための母集団情報となる事業所及び企業の名簿を整備することを目的として行われる事業所及び企業についての国の最も基本的な統計調査です。5年ごとに実施され、中間年に簡易な調査を実施します。

平成18年事業所「企業統計調査」を10月1日に行われますので、ご対応をお願いします。

総務省統計局HP:

<http://www.stat.go.jp/data/jgyou/index.htm>

### 生産者と実需者との研修・交流会について

近年の食の外部化、サービス化など野菜の消費構造の変化により、加工・業務用需要が全体の過半数を超えているにも関わらず、国内の産地が加工・業務用需要に対する対応が不十分であったことから、輸入野菜がその需要に応える形で増加し、野菜の自給率は82%にまで低下しています。

このような状況を踏まえ、東海農政局では生産者研修・交流会を実施し、生産者と実需者とが相互理解を深め、国内の野菜産地が加工・業務用需要に対応する生産・出荷ができる環境を整えていくことを目的に上記交流会を開催されます。

<開催時期>

平成18年9月26日(火) 13:00~16:00

地方卸売市場知多南部総合卸売市場内会議室愛知県半田市横山町200

TEL 0569-27-5400

<内容>

生産者研修・交流会

会社概要説明(株式会社果実本舗)

製造工程説明

工場見学

意見交換

<お問い合わせ> 東海農政局 生産経営流通部園芸特産課 担当:服部氏、浅生氏まで。

電話(直通) 052-223-4624

### 傷害保険制度ご加入申込をご希望の会員さんへ!

当協会会員専用サービスである「従業員等傷害保険制度」。これは会員である農業法人等の従業員等(経営者、パートを含む)の方が、当該農場の関連業務に従事しているとき、不慮の事故によって傷害を受け、死亡または入院、通院した場合に保険金をお支払いする制度です。6年目を迎え、多数の農業法人に利用いただいております。

比較的安価な掛け金で充実の補償があると好評の同制度。本年度の締切は8日までですが、来週中であればまだ間に合います。ご希望の方は是非事務局までご一報下さい。

#### アグリビジネス経営塾 第308号

本紙に関するお問合せは下記までお願いします。

社団法人日本農業法人協会

(HP <http://www.hojn.or.jp/>)

TEL:03-5156-0365/ FAX:03-5156-0366

MAIL: [juku@hojn.or.jp](mailto:juku@hojn.or.jp)

©(社)日本農業法人協会 2006

本紙掲載記事の無断転載を禁じます。